

令和元年度第3回宮城県地域医療対策協議会 議事録

日 時：令和2年2月4日（火）午後4時05分から午後4時45分まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出席委員：11名（冨永悌二委員，近藤丘委員，内藤広郎委員，奥田光崇委員，並木健二委員，石橋悟委員，松本宏委員，佐藤和宏委員（副会長），道又勇一委員，福田寛委員，八重樫伸生委員（副会長））

欠席委員：7名（橋本省委員，中鉢誠司委員，横田憲一委員，久道茂委員（会長），永井幸夫委員，福與なおみ委員，佐藤仁委員）

1. 開会

■事務局

本日は，大変お忙しい中，御出席をいただきまして誠にありがとうございます。定刻を若干過ぎておりますが，ただいまから令和元年度第3回宮城県地域医療対策協議会を開会いたします。

本会議につきましては，宮城県情報公開条例第19条の規定に基づき，公開となりますので御承知をお願いいたします。

傍聴者の皆様をお願いいたします。会議開催中は静粛に傍聴することとし，拍手その他の方法により公然の賛否を表明しなうようお願いいたします。また，写真撮影等につきましては，会議の妨げにならない範囲で行うようお願いいたします。その他，会議開催中は，議長の指示に従い，会議の支障となる行為は行わないようお願いいたします。

2. あいさつ

■事務局

開会に当たりまして，伊藤宮城県保健福祉部長より御挨拶を申し上げます。

■伊藤保健福祉部長

大変お世話になっております。保健福祉部長の伊藤でございます。

本日は御多忙の中お集まりいただきまして，誠にありがとうございます。

この協議会は，医療法に根拠のある協議会でございますが，昨年6月に設置し，これまで2回の会議を開催させていただきました。その中で，医師確保計画の策定について，説明を申し上げまして皆様から貴重な御意見を頂戴しながら，中間案を作成したところであります。

本日は，中間案について，関係団体などから頂きました御意見や，その後の厚生労働省からの情報提供等を踏まえて作成しました医師確保計画の最終案をお示しさせていただきます。

医師の不足及び地域や診療科による偏在の解消に向けた取組が，少しでも実効性のあるものとなるよう計画を策定し，推進してまいりたいと考えておりますので，どうぞ，貴重な御意見を賜りますようよろしくお願いしたいと思います。

3. 委員紹介

■事務局

続きまして，本日御出席いただいております委員の皆様でございますが，お手元に配付しております名簿のとおりでございます。

なお、石橋委員につきましては、若干遅れておりますが、本日御出席いただく予定となっておりますので、御承知いただきたいと思っております。

4. 定足数、資料確認等

■事務局

続きまして議事に入ります前に、本日の会議でございますが、条例の規定による定足数は9名となっております。現在10名御出席いただいておりますので、定足数を満たしており、成立していることを御報告申し上げます。

次に、本日配布しております資料でございますが、次第の下段に記載のとおりでございます。配布漏れ等ございましたら、事務局までお申し付けくださいますようお願いいたします。また、本日の議事録でございますが、県政情報センターで公開となります。録音の都合もございますので、御発言いただく際はマイクを御使用の上、御所属と御氏名を述べられてからお願いをいたします。

最後になりますが、説明の際、事務局は、着座にて行わせていただきますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

それでは、本日の会議の議長でございますが、条例第4条第1項の規定により、会長が務めることとされておりますが、本日は久道会長が御欠席でございますので、条例第3条第3項の規定によりまして、佐藤和宏副会長に議長をお願いしたいと存じますので、皆様御承知をお願いいたします。

佐藤副会長から御挨拶をお願いいたします。

■佐藤副会長

本日欠席の久道会長に代わり議長を務めます佐藤でございます。一言御挨拶を申し上げます。座って失礼いたします。

本日は、これまで議論いただいてきた医師確保計画の最終案について御審議いただきます。厚生労働省から示された一定の枠組み、制約の中での策定にはなりますが、地域医療の現場の実態に即したものとなるよう、委員の皆様それぞれの立場から忌憚のない御意見を頂きたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。それではこれより議事に入ります。以降の進行につきましては、佐藤副会長よろしくをお願いいたします。

5. 議事

■佐藤副会長

それでは、規定に従いまして議長を進めさせていただきます。

議事、「宮城県医師確保計画（最終案）」について、事務局から御説明をお願いいたします。

■事務局

事務局を務めております医療人材対策室の小野と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、資料に従いまして、御説明いたします。

資料1を御覧ください。こちらは、昨年11月に開催いたしました第2回目の協議会で御説明いたしました医師確保計画の中間案の概要をベースとさせていただいております。その後、医療審議会、そして市町村等の関係団体への意見照会、パブリックコメントなどを踏まえまして、作成しておりますが、大きな変更点はございませんでした。ただし、前回中間案でお示しさせていただきました数値的などこ

ろが、暫定値となっておりますが、厚生労働省から確定値の送付がありましたので、修正を行っております。

資料1になりますが、ローマ数字Ⅰの「計画の策定」、そしてⅡの「宮城県の現状」などについては、記載の変更はございません。

そしてⅢ番、「医師偏在指標と医師少数区域・医師多数区域の設定」の項目の右側、「医師少数区域・医師多数区域の設定」のところになりますが、赤い箱囲みをしてありますところが修正となった箇所でございます。

本県の状況では、(1)全体計画につきまして、若干医師偏在指標が変更となっております。こちら数値的なところと順位が若干変更になってございますが、その横の区域分類と書いてございます医師少数区域・医師多数区域の区分については、前回と同様となっております。医療圏でいきますと、仙南、大崎・栗原、石巻・登米・気仙沼が医師少数区域、仙台医療圏が医師多数区域ということで、変更はございませんでした。

(2)産科につきましては、前回同様となっております。(3)小児科につきましては、こちらも数値的な変更はございますが、大崎・栗原、石巻・登米・気仙沼の相対的医師少数区域という区分につきましては変更がなかったというところでございます。

次に2ページ目を御覧ください。こちらにつきましても基本的な項目は変更はございません。Ⅳ「医師確保の方針」については、基本的には医師の招へい、そして定着を図っていくという形になっております。

Ⅴ番、「目標医師数」のところの数値が若干変更となっております。真ん中の下の欄でございます。全体計画については、医師偏在指標が修正となりましたので、厚生労働省が算出した医師数、下位33.3%になるラインでございますが、こちらの数値が変更となっております。現在医師数よりも厚生労働省が算出した医師数が少ない形になっておりますので、目標医師数は現在医師数と同様となっております。産科計画につきましても、数値変更がございました。目標医師数のところですが、大崎・栗原が中間案で17名となっておりますが、今回18名となりましたので、県全体としては1名増の209名となっております。小児科につきましては、大崎・栗原が、19名から18名となりまして、県全体では、294名から293名ということで1名減となっております。基本的には厚生労働省の計算式などに基づいて算出しているものとなっております。

なお、右側、目標医師数を達成するための施策については、前回と同様の記載となっております。

3ページのA4の資料を御覧ください。こちらの説明は割愛させていただきますが、今回御説明させていただきました暫定値から確定値への更新内容について、前回数値と今回数値を記載させていただいております。

4ページ目を御覧ください。こちらは医師偏在指標の更新に伴う目標医師数の修正ということで、こちらも暫定値と確定値の値をそれぞれ記載させていただいておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

続きまして、資料2について御説明いたします。こちらは医師確保計画に対する御意見への対応ということで1枚にまとめているものでございます。今回、産科と小児科については個別計画として策定いたしますので、周産期医療協議会と小児医療協議会委員から御意見を頂戴しております。2番、関係機関・団体への意見照会といたしまして、市町村、保険者協議会、医師会等に意見照会を行っており、また3番、県民の意見提出手続き、パブリックコメントも行っております。4番、上記以外で修正した点ということで、事務局で説明文等を修正させていただいたところでございます。

なお、3番のパブリックコメントになりますが、(3)に記載のとおり、意見はございませんでした。それでは、資料をもとに、意見照会などの状況について御説明いたします。

6ページ目、資料2の別紙1を御覧ください。こちらは周産期医療協議会での御意見と回答になります。上段のNO1ですが、周産期母子医療センターで働いている小児科医の確保、新生児医療を担う小児科医について目標は設けているのか、という御意見がございました。こちらに対しては、現状や施策の方向性としては盛り込んでおりましたが、目標としては盛り込んでおりませんでしたので、数値的な目標ではありませんが、文言での記載という形で、こちらの下線部分を追加させていただいているところでございます。

次にNO3ですが、東北医科薬科大学医学部の宮城卒の学生が今後1学年30人ずつ卒業をするが、医師が不足している産科や小児科に誘導する施策があると良い、という御意見がございました。こちらについては、将来的には産科や小児科など、不足している診療科に誘導するため、東北医科薬科大学医学部の宮城卒の義務年限10年間について、不足している診療科については、特定の診療科として指定し、8年間に短縮するという仕組みがございましたので、今後は有効に活用していきたいと考えているところでございます。

7ページを御覧ください。こちら小児医療協議会が出た御意見でございます。基本的に現状認識についての御質問が多かったところでございます。NO4からNO6は、開業医の方の高齢化や地元で開業されている小児科の先生がいない、というような点について、御意見があったところでございます。県では地域医療を支える自治体病院への医師配置を進めてございますが、開業医に対する直接的な支援ができていない状況でございます。今後は、東北医科薬科大学宮城卒の卒業医師の勤務開始などにより、県内での地域医療に従事する医師が増加していく中で、小児科や産科などの診療科についても、政策的に誘導をしていくような形も検討していかなくてはならない、ということに記載しております。

8ページを御覧ください。こちらは資料2別紙2となっておりますが、市町村や関係団体からの御意見を記載しております。NO1の白石市医師会からは、医師偏在指標は医師数のみを考えており、診療科の偏在も考える必要がある、という御意見になります。回答といたしましては、医師偏在指標は全診療科を対象とした指標となっており、産科、小児科以外の診療科の偏在は加味されておりましたが、県としては、診療科の偏在について十分に認識しているため、引き続き施策を実施していく中で取り組んでいく、ということを記載しております。

9ページ目を御覧ください。NO5の宮城県保険者協議会からの御意見ですが、目標医師数は現在医師数と同じとされている中で、産科と小児科の医師数は増やす目標となっているが、産科と小児科を特筆した経緯は分かるため、結果として全体の医師数についても増加させるように、加筆してはいかがか、というものです。こちらにつきましては、これまでの会議でもお話をさせていただいておりますが、厚生労働省のガイドラインに従って作成しているところでございますので、今回の数値設定はやむを得ないものであり、県としては、目標医師数に限らず、引き続き医師の確保に努めていくということにしておりますので、そちらの方で御理解いただければというところで記載しているところです。

10ページ目を御覧ください。NO9の白石市医師会からは、仙南医療圏においては、平成28年度の産科医師数は11名だが、医師少数区域とはなっていない。来年度から、みやぎ県南中核病院の産科医師が2名減り、さらに東北大学の考えもあり、仙南で出産できるところが個人診療所2か所となり、当該診療所の医師が高齢であり、仙南医療圏で出産ができる施設がなくなることを考慮してほしい、という御意見になります。この点については全国一律の基準による基礎数値として平成28年の医師数を使っているため、今回、相対的医師少数区域となっておりますが、県としては、東北大学と連携した

産科医の養成・確保に向けた取組や県外からの招へいを強化しまして、産科医師の確保に努めていくことにしております。

この点については、計画の本編に事務局で追記してございます。12ページを御覧ください。下から2つ目、NO10において、こちら、右側に修正後ということで記載をしてございますが、仙南地域では中核的な病院において、分娩の休止を余儀なくされる状況に至っています、との文言を今回追加しており、対応する施策として、13ページのNO14のところ、特に産科医の確保については、県外からの招へいの取組を強化する、ということに記載しているところでございます。資料2の説明は以上になります。

資料3につきましては、医師確保計画の最終案の本編をお配りさせていただいております。一点だけですが、16ページと17ページをお開きいただければと思います。それぞれ黄色の背景に赤色の枠で「全国一覧は暫定値のまま」と記載させていただいております。厚生労働省から、本県の確定値は送付されておりますが、全国の確定値はまだ送付されておきませんので、そのまま記載をさせていただきます。厚生労働省から提供され次第、差し替えたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

■佐藤副会長

どうもありがとうございました。

ただいま説明のありました内容につきまして、御質問や御意見があればお願いします。

■内藤委員

みやぎ県南中核病院の内藤です。資料2で県南の産科の状況について説明がありましたが、県南で出産できる施設は個人診療所が3か所であり、2か所ではないです。

■事務局

御指摘のとおり、3か所になります。

■内藤委員

それから、6ページのところですが、当院にも東北医科薬科大学A方式の学生が多く来ておりますが、産婦人科や小児科は特定診療科になっていて、この診療科を専攻したいと表明している人は実際にどれくらいいるのか、それから、2年間短縮した場合は、600万円は誰が負担するのか、教えていただければと思います。

■福田委員

東北医科薬科大学医学部の福田です。最初の質問で、学生に対してのアンケートはまだ実施しておりません。初期研修終了まであと4年あるということでまだ実施しておりません。それから、8年間に短縮した場合はローテーションをどのように回すのかというところは、まさにこれから県と細かい交渉に入るという段階でして、現段階では確定的なことはまだはっきりとは申し上げられないという状況です。短縮した場合の負担金600万円が不足するはずですが、その点については県がどのように考えているのか、今後協議していくことになります。

■佐藤副会長

それでは、他に御意見や御質問はありますか。よろしいですか。他に御質問などないようです。本日事務局から説明のあった内容のとおり最終案としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、本日事務局から説明のあったとおり、最終案ということでよろし

くお願いしたいと思います。

6. 報告

■佐藤副会長

次に、4番、報告でございますが、「令和2年度政策的医師配置の状況」について、事務局から御説明をお願いします。

■事務局

報告事項、「令和2年度政策的医師配置」について御説明いたします。

政策的医師配置でございますが、県では、医師不足地域である仙台市以外の自治体病院の医師確保を支援するため、4つの事業、自治医科大学関係事業、ドクターバンク事業、ドクターキューピッド事業、医学生修学資金貸付事業を実施しており、毎年度、自治体病院等に医師を配置しているところでございます。

資料の2番、令和2年度政策的医師配置の概要についてですが、現在、調整中の部分もありますが、9月から10月にかけて、各自治体病院に対し、医師配置の要望調査を行っております。その後、職員が伺い、各自治体病院等からヒアリングなどをさせていただき、配置する医師を決めていくという作業を行ってございます。そちらの令和2年度の政策的医師配置の数は次のとおりでございまして、(1)全体といたしまして、配置要望数が常勤医128名になっております。診療科は様々ですが、内科が中心で、整形外科などが続いているという状況でございます。配置医師数としましては、配置未定者がございますが、現段階で104名となっております。このうち初期臨床研修医が41名含まれているため、3年目以降の医師が63名となります。(2)には各事業別の人数を記載しており、(3)では医療圏別の要望と配置数というものを記載してございます。左が要望数でございまして、例えば仙南であれば19名ということで、かっこ書きで書いてあるところが前年比いくらか、というところを記載しております。そして現段階での配置医師数というものが右側に記載をさせていただいております。こちら初期研修医の41名を除いておりますので、現在、要望医師数128名のところ、配置する3年目以降の医師数は63名ということでございます。また、参考までに、令和2年度分はまだ記載しておりませんが、平成25年度から令和元年度までの配置医師数を記載してございます。着実に増加傾向になっており、今後も増える傾向で取り組んでいければと考えてございます。以上でございます。

■佐藤副会長

はい。ありがとうございます。ただいま説明のありました内容について、御意見や御質問があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

■内藤委員

みやぎ県南中核病院の内藤です。参考の図ですが、今年は合計で113人になっており、メインが修学資金事業で87人となっております。今後、東北医科薬科大学の卒業生が出てくる5年後まで、この87人という数字は続くのでしょうか。それとも今がピークでこれから減っていくのでしょうか。

■事務局

ありがとうございます。宮城枠の医師が勤務開始する令和6年度以降も、修学資金の貸与医師数は若干増加する予定です。その後、一般枠の修学資金貸与枠も減らしておりますので、減っていくことが考えられます。

■内藤委員

令和6年度がだいたいピークですか？

■事務局

令和6年度を少し超えるところまでがピークです。その後、減っていきます。

■佐藤副会長

はい。よろしいでしょうか。その他、何かございませんか。それでは、他に質問がないようですので、終了とさせていただきます。

7. その他

■佐藤副会長

5番目、その他でございますが、皆様から何かございますでしょうか。では事務局からお願いします。

■事務局

その他ということで、昨日の夜に厚生労働省から事務連絡があり、情報提供ということで資料を配付させていただいております。資料としては4枚ものございますが、2枚目以降の内容を1枚目にまとめておりますので、1枚目の資料で御説明をさせていただきます。

1番、概要になりますが、平成30年7月の医療法等の改正によりまして、都道府県に、医師確保、偏在対策などの権限、事務が委譲されてきております。臨床研修関係業務のうち、臨床研修病院の指定や都道府県ごとの募集定員の設定などの権限が都道府県に委譲されることになっており、施行日は、今年4月1日からということになってございます。各都道府県においては、臨床研修病院の指定や病院ごとの募集定員の設定において、地域医療対策協議会、この会議の中で御審議することになってございます。

2番の令和3年度の募集定員の上限となりますが、先ほどお話いたしましたとおり、都道府県は、都道府県内の病院ごとの募集定員を決めることとなりますが、都道府県の定員につきましては、従来どおり、厚生労働省が決めているところでございます。

1月31日付けで、昨日送付されました事務連絡により、令和3年度から募集を開始する研修医の募集定員が示されましたが、今回から募集定員の算定方法が変更となっております。資料の下線を引いている部分でございますが、具体的な算定方法は事務連絡で初めて示されたところでございまして、まだ詳細は不明な状況でございますが、情報提供をさせていただくものでございます。

(1) 募集定員の上限というところで、令和3年度が242名となっております。参考として、平成30年度から令和2年度までのところを記載させていただいております。その表の下に記載しておりますが、これまでは東北医科薬科大学医学部開設に伴い、第一期生の初期臨床研修開始時期に合わせ、段階的に定員枠が拡大してございますが、その伸び率に比べて、また一段と今回は増加したというところでございます。(2) 算定方法になりますが、下線項目がこれまでなかった新規の項目でございます。①の基本となる数値というところで、人口または医学部入学定員に応じた配分があり、下線の地域枠というところが新たに設けられ、また③の地理的条件等に加算、というところで、医師偏在状況等に応じた配分や医師少数地域の人口によって加算された配分などが今回新たに追加になっております。そして、④ですが、今回、この算定方法変更に伴い、激変緩和措置ということで、前年度の採用数の保障のための調整というものが入りまして、最終的に242名になっているところでございます。

3番、臨床研修病院ごとの定員設定、そして算定方法も厚生労働省へ報告する形になっており、従来、厚生労働省で事務を行っていた時には6月末が報告期限になっておりましたが、今回は4月15日まで

に報告ということで、報告時期がかなり前倒しになっております。

4番、対応案ということで、厚生労働省の施行通知により、病院ごとの募集定員は、厚生労働省において採用していた算定方法を参酌のうえ定めることになっており、県としても同様の手法で今後実施する予定としてございます。また、病院ごとの定員設定については、臨床研修病院間の合意形成が必要なため、これまでも御審議いただいていた各臨床研修病院が参加する宮城県臨床研修病院協議会で協議、そして対応案を決定し、その後、地域医療対策協議会で協議を行い、その後、厚生労働省に報告をする、というような形で進めていければと考えてございます。

今回は情報提供という形で御説明をさせていただきました。以上でございます。

■佐藤副会長

ありがとうございました。この件につきましては、何か御意見はございますでしょうか。

■内藤委員

この話は以前からあった話ですけれども、一つは、臨床研修病院の指定の話ですが、従来からの指定要件はもちろん崩れないということで良いのでしょうか。例えば、入院が年3、000人以上あるのかなど、いろいろな基準がありますけれども、そういう面ではどうですか。

■事務局

はい。基準につきましては、従来どおりとなっております。指定の事務の権限が都道府県に委譲されるということでございます。

■内藤委員

それと、日本全体の研修医の枠を将来的には研修希望者の1.05倍にもっていくということできずに進んできたわけです。このように地域枠のあるところが増えていき、トータルでは増やさないということになると、他の都道府県では研修医枠が減るところがかなり出るということですか。

■事務局

その点に関しましては、先ほども説明させていただきましたとおり、昨日の夜に送付された事務連絡が2枚目以降に付いているのですが、その中の別紙宮城県となっている資料ですが、現在、厚生労働省から私たちに提供されているデータはこれだけでございまして、全国の数値が一切示されてございません。このため、まだ情報不足の段階ではあるのですが、とりあえず本県の枠の人数、242という値が示されましたので、昨日の今日という段階ではありますが、まずは分かる範囲で取り急ぎ情報提供をしたという次第でございます。

■内藤委員

後ほど状況についてお知らせいただきたい。

■佐藤副会長

ありがとうございました。その他、この点につきまして御質問などはありますでしょうか。なければ事務局からお願いします。

■事務局

はい。それでは、今回御説明させていただきました、医師確保計画であります。現在、宮城県医療審議会に諮問中でございます。2月13日に審議会が開催されますので、本日の協議会で頂戴した御意見等について反映をさせていただき、最終案を調整させていただければと考えております。

なお、次回協議会は新年度の開催を予定しております。策定した医師確保計画の具体的な実施などについて御協議いただくということになるかと思っております。開催日程につきましては、別途調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

■佐藤副会長

それでは、これで議事を終了いたします。進行を事務局へお返しいたします。

8. 閉会

■事務局

佐藤副会長，議事進行ありがとうございました。また，皆様方におかれましては，貴重な御意見を頂き，誠にありがとうございました。ただいま事務局から申し上げましたとおり，医師確保計画の推進に当たりましては，今後とも皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは，以上をもちまして，令和元年度第3回宮城県地域医療対策協議会を閉会いたします。本日は大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。

以上